

# 大阪市立駐車場經營戰略(案)

令和4年1月

大阪市建設局道路部調整課



第1 本戦略について.....	1
第2 現状把握.....	3
第3 経営分析.....	23
第4 将来予測.....	35
第5 経営の基本方針.....	35
第6 投資・財政計画.....	35
第7 その他の経営上の課題と対応.....	44
第8 戦略実施、事後検証.....	44

## 第1 本戦略について

### 1. 戦略策定の目的

大阪市では、違法駐車による交通渋滞及び交通事故の解消、商業・業務など都市活動の維持・向上を図るため、昭和40年代の当初より、条例に基づき市立駐車場を順次整備し、管理運営してきました。平成3年4月に策定し、平成11年3月に改定した「大阪市駐車基本計画」では、「①駐車需要の抑制」、「②駐車スペースの有効利用と拡大」、「③取り締まり強化の要請」、「④マナーの向上」を基本方針と定め、長期的かつ総合的な駐車対策を進めてきました。(7,000台分の駐車場を公民で半分ずつ増設することを含む。)

『大阪市駐車基本計画』においては、路上駐車問題を中心とした駐車問題の解決にあたっては、総合的・長期的な視点から交通政策の一環として、市民・企業・関係機関が一致協力してあたっていく必要があります。このために、以下の4項目を基本方針として、既存の枠にとられることなく、総意工夫をこらし、連携をもって対策を実施していくこととしました。

#### 【大阪市駐車基本計画における基本方針】

##### 1) 「駐車需要の抑制」

不要・不急の自動車利用を抑え、そのことによって駐車需要そのものを抑制する。特に、公共交通機関の利用が望ましい通勤・通学目的の自動車による長時間路上駐車を徹底的に排除する。そのために公共交通機関の量的充実や利便性・快適性の向上を図る。

##### 2) 「駐車スペースの有効利用と拡大」

既存の駐車スペースの有効利用をはかる一方、駐車需給のアンバランスな地域においては、駐車スペースの拡大を図る。

##### 3) 「取り締まり強化の要請」

容易に路上駐車できる現状の雰囲気や環境を改めるため、取り締まりの強化を要請し、駐車場の利用促進と駐車需要の抑制をねらう。

##### 4) 「マナー向上」

地域住民としての市民、ドライバーとしての市民、各企業・事務所としての市民、それぞれが路上駐車をなくすという自覚を高め、路上駐車をしない、させない環境をつくる。

現在、大阪市では大阪市立駐車場条例に基づいて21箇所の市立駐車場を管理しており、平成18年度からは指定管理制度を導入しています。また、近年の自動二輪車の増加に伴い、自動二輪車の駐車スペース確保についても検討を進めてきました。

その結果、令和3年4月現在、普通自動車等約6,000台、自動二輪車は計273台分の駐車場が配備され、市内の違法駐車への減少に効果を表しており、今後も引き続き、上記計画に基づき違法駐車への抑制等に資するための長期的かつ総合的な駐車対策を継続していく必要が

ある。

しかし、自動車交通量の減少や、民間駐車場（コインパーキング）の増加など減収となる要素がある中で、施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加など経営環境は厳しさを増すことが想定されます。このような環境の中で、将来にわたり、安定的、継続的な事業経営を推進するため「大阪市立駐車場経営戦略」を策定します。

## 2. 大阪市立駐車場経営戦略とは

本戦略は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画（投資試算）と、財源見通しを試算した計画（財源試算）を構成要素とし、収支が均衡するように調整した収支計画です。

経営戦略を策定後も進捗管理や計画と実績との乖離検証、定期的な見直しによるPDCAサイクルの確立を通じて、計画的経営を実現するとともに、将来にわたって安定的に質の高い駐車場事業サービスの提供を確保していくことを目指します。

## 3. 計画期間

駐車場事業を進める上で、長期的な経営計画を立てて駐車場事業を持続可能なものにするため、また、事業の特性や経営状況等を踏まえた上で、期間が長すぎると環境の変化に対応できなくなるため、総務省「経営戦略策定ガイドライン」に基づき、令和4年（2022）年度～令和13（2031）年度の10年間とします。

（粗い試算ではあるが、令和32年度までの長期的な見込を把握した上で、健全な駐車場運営は可能と見込んでおり（P43 参照）、その上で、本戦略においては現環境に対応した上記10年間の計画とします。）

## 4. 対象施設

本計画における対象施設（以下、「市立駐車場」といいます。）は、大阪市立駐車場条例により設置しており、駐車場事業会計として特別会計で管理している21箇所の駐車場とします。具体的には十三駐車場及び新大阪駅南駐車場、新大阪駅南第2駐車場、宮原地下駐車場、大阪駅前地下駐車場、扇町通地下駐車場、豊崎地下駐車場、靱地下駐車場、法円坂駐車場、谷町筋地下駐車場、上汐地下駐車場、安土町地下駐車場、西横堀駐車場、本町地下駐車場、土佐堀地下駐車場、長堀通地下駐車場、東長堀地下駐車場、東長堀バス駐車場、長堀バス駐車場、塩草地下駐車場、長居公園地下駐車場が対象施設です。

（「大阪市駐車基本計画」に基づく民間駐車場の供用台数の増加（P22 参照）並びに上記市立駐車場の整備に伴い、違法駐車等の抑制等の効果を表していることから、当面この21箇所の市立駐車場を維持していくこととします。（参考：放置車両の減少（平成22年度：約26.3万台→令和2年度：約9.3万台、約35%水準まで減少。））

## 5. その他

本資料では、各項目で表示単位未満の数値を四捨五入しているため、表中で合計が一致しない場合等があります。

## 第2 現状把握

### 1. 事業形態

#### (1) 概要

市内中心部における自動車交通の増加に伴う駐車需要に対処するため、整備を進めてきた駐車場及び、平成3年に策定し、平成11年3月に改定した「大阪市駐車基本計画」に基づき、整備された駐車場の管理運営を行っています。後者の駐車場のうち10箇所については、かつては大阪市道路公社が所管していましたが、平成25年度末の大阪市道路公社解散に伴い移管を受け、現在本市において21箇所の市立駐車場を所管しています。

【大阪市立駐車場の立地状況】



※なお、西横堀駐車場については0号ブロックから13号ブロックまでが南北に連なっています（太線箇所）

市立駐車場の管理運営手法については、平成 18 年度より指定管理者制度を導入しています。具体的には、21 箇所の駐車場を A から E 及び長居公園地下駐車場の 6 つに区分してそれぞれブロックごとに指定管理者を選定し、運営しています。

長居公園地下駐車場を除く、現状の指定管理者における指定管理期間は平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 5 年間です。指定管理者制度の導入に際して、駐車場の利用料を指定管理者の収入とする制度である利用料金制を平成 22 年度から導入しており、利用料金については、指定管理者において、周辺駐車場の料金状況を踏まえた上で、大阪市立駐車場条例にある一時駐車料金の範囲内で設定しています。（長居公園地下駐車場については、長居公園及び地上部分の公園駐車場と一体的に指定管理者を選定しており、指定期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 23 年 3 月 31 日までの 20 年間となります。）

本市立駐車場事業における指定管理者制度の導入状況は以下のとおりです。

**【区分ごとの指定管理者の状況「平成 30 年度指定管理者選定時（A から E 区分）」  
及び「令和 2 年度指定管理者選定時（長居公園地下駐車場）」】**

区分	指定管理者	駐車場名
A	一般財団法人京都市都市整備公社	十三駐車場
		新大阪駅南駐車場
		新大阪駅南第 2 駐車場
		宮原地下駐車場
B	野里電気工業・近畿建設協会共同企業体	大阪駅前地下駐車場
		扇町通地下駐車場
		豊崎地下駐車場
		靱地下駐車場
C	野里電気工業・近畿建設協会共同企業体	法円坂駐車場
		谷町筋地下駐車場
		上汐地下駐車場
		安土町地下駐車場
D	タイムズグループ	西横堀駐車場
		本町地下駐車場
		土佐堀地下駐車場
E	タイムズグループ	長堀通地下駐車場
		東長堀地下駐車場
		東長堀バス駐車場
		長堀バス駐車場
		塩草地下駐車場
長居公園地下駐車場	長居わくわくパークプロジェクトチーム ※長居公園と一体で指定管理	長居公園地下駐車場

なお、グループ分けについては、以下の考え方をもとに行っています。

### 【グループ分けに係る考え方】

#### ①構造的一体性について

- ・以下の駐車場は立地的に一体的。

西横堀、本町地下（機械式）

- ・同一地域に立地。また、長堀通沿いの地上地下に位置しており、長堀通及び東長堀の地下駐車場はほぼ一体の駐車場。

長堀通地下、東長堀地下、東長堀バス、長堀バス

#### ②補完機能について

- ・機械式駐車場については設備機器更新の際、相当な期間及び範囲について駐車場が使用中止となる可能性があり、近隣の自走式駐車場と一括管理を行い、利用者を他の駐車場へ誘導する等配慮を行う必要がある。
- ・補完機能を果たす組み合わせは以下のとおり。

西横堀、本町地下（機械式）＋土佐堀地下（機械式） →D区分

法円坂、谷町筋地下（機械式）＋安土町地下（機械式） →C区分

※安土町地下は西横堀にも近接しているが、既に組み合わせが決定した西横堀、本町地下及び土佐堀地下の区分に追加した場合、他の区分と比べて大きな売上規模となる。そのため、法円坂及び谷町筋地下と補完機能を図る。

#### ③駐車需要の集中するエリアについて

##### 【新大阪駅周辺】

十三、新大阪駅南、新大阪駅南第2、宮原地下 →A区分

##### 【大阪駅周辺】

大阪駅前地下、扇町通地下、豊崎地下

##### 【谷町筋周辺】

谷町筋周辺駐車場（法円坂・谷町筋地下・上汐地下・安土町地下）

##### 【ミナミ周辺】

長堀通周辺（長堀通地下・東長堀地下・東長堀バス・長堀バス）＋塩草地下 →E区分



④売上規模によるバランス考慮（鞆地下駐車場について）

大阪駅周辺エリア（大阪駅前地下・扇町通地下・豊崎地下）＋鞆地下 →B区分

- ・上記①、②、③の検討において、組み合わせが定まらなかった鞆地下については、売上規模を基にバランスを図った上でグルーピングを実施。鞆地下を他のエリアの組み合わせに加えた場合、大阪駅周辺エリアの売上規模が小さくなり過ぎ、バランスを失するため、鞆地下は大阪駅周辺エリアに加えることとした。

(2)A区分の駐車場概要

ア. 概要

A区分には、十三駐車場、新大阪駅南駐車場、新大阪駅南第2駐車場、宮原地下駐車場があります。各駐車場の概要は以下のとおりです。

【A区分の駐車場の概要】

		十三駐車場	新大阪駅南駐車場	新大阪駅南第2駐車場	宮原地下駐車場	
所在地		淀川区新北野1丁目 14-8 十三バイパス高架下	淀川区西中島5丁目 13-12 新御堂筋高架下	淀川区西中島5丁目 12-7 新御堂筋高架下	淀川区宮原3丁目 4-37 歌島豊里線道路下	
構造・形式		地上平面 自走式	地上平面 自走式	地上平面 自走式	地下2層 自走式	
供用開始年月日		S48. 6. 7	S49. 7. 30	H19. 5. 1	H8. 3. 1	
収容台数		55台	241台 (+自動二輪31台)	66台	122台	
延床面積		2,062㎡	8,539㎡	2,048㎡	6,276㎡	
受付日		年中無休	年中無休	年中無休	年中無休	
受付時間		24時間	24時間	24時間	6:00~24:30	
駐車料金	一時料金	【1号(南側)】 ◆7時~23時 300円/60分 ◆23時~翌7時 100円/60分 【2号(北側)】 ◆7時~23時 300円/60分 ◆23時~翌7時 100円/60分	7時~23時 300円 / 30分	7時~22時 300円 30分	6時~19時 100円 / 15分	
	上限料金	【1号(南側)】 入庫後24時間ごとに1,100円 【2号(北側)】 入庫後24時間ごとに1,000円	入庫後12時間以内 最大 1,400円 入庫後12時間以降 12時間毎 1,000円	入庫後24時間ごと に2,000円	当日 1,600円	
	自動二輪	-	100円/60分 24時間最大400円 定期: 8,000円	-	-	
	定期	種別	全日 昼間 夜間	全日 昼間 夜間	全日 昼間 夜間	全日 昼間 夜間
	料金	1カ月	26,500 21,410 16,310	28,000 22,000 17,000	28,000 20,000 17,000	30,580 24,470 18,350
		昼間: 8時~18時 夜間: 18時~9時	昼間: 8時~18時 夜間: 18時~9時 ※3か月定期有(1割引・10円未満切上)	昼間: 8時~18時 夜間: 18時~9時 ※3か月定期有(1割引・10円未満切上)	昼間: 8時~18時 夜間: 18時~9時 ※3か月定期有(1割引・10円未満切上)	

※令和3年12月1日現在。以下、B区分から長居公園地下駐車場まで同様。

十三駐車場



新大阪駅南駐車場



新大阪駅南第2駐車場



宮原地下駐車場



### イ. 周辺駐車場の状況(環境分析)

各駐車場の周辺駐車場は以下のとおりで、特に新大阪駅周辺には駐車場が多数存在しています。

#### 【A区分周辺の駐車場】

エリア	駐車場数	収容台数合計
十三駐車場周辺	19	209
新大阪駅南駐車場周辺	24	416
新大阪駅南第2駐車場周辺	21	172
宮原地下駐車場周辺	7	261

※なお、一部の駐車場については収容台数が公表されていないため、収容台数には含まれていません。また、調査時点は令和元年11月です。以下、B区分からE区分まで同様。